

令和6年（2024年）度版

奨学制度の案内

－滋賀県の主な奨学制度について－

はじめに

－奨学制度を利用される方へ－

- この案内には、高校、大学等に進学する場合に利用可能な奨学制度であって、主に滋賀県が実施する制度の概要を掲載しています。
- この案内に掲載している制度および内容は、変更される場合があります。
- 各制度の詳細については、各制度の問合せ先までお問い合わせください。
- この案内に掲載している奨学制度のほかにも、国、民間の教育ローン、お住まいの市町や各種団体等が独自に奨学制度を実施している場合があります。当該奨学制度については、制度を実施する金融機関、市役所・町役場、各種団体等に直接お問い合わせください。

滋 賀 県

○主に高等学校等に修学する方

名 称	概 要 、 支 給 要 件 等	備 考																		
【返還不要】 高等学校等就学支援金 【問合せ先】 (県立高等学校) 滋賀県教育委員会 事務局教育総務課 Tel 077-528-4587 (直通) (私立高等学校等) 滋賀県子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課 Tel 077-528-3271 (直通) ※県外の高等学校等に 在学する場合は、高 等学校等が所在する 都道府県にお問い合わせください。	【概要】保護者等の収入状況により、高等学校等における教育の経済的負担の軽減が必要な場合、国から授業料に充てるための「高等学校等就学支援金」を支給 【支給要件】※すべて該当すること ・日本国内に住所を有していること ・保護者等が、所得基準を満たすこと ・高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程、本制度の対象として文部科学大臣が指定する各種学校（課程）に在学していること ・過去に対象校種に在学した期間が通算して36か月（定時制・通信制は48か月）を超えていないこと ・過去に高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業または修了したことがないこと 【所得基準】次の計算式（保護者等（保護者が父母の場合2人）の合計額）により判定 市町村民税の課税標準額×6％－市町村民税の調整控除の額 ※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算 【支給額（全日制の場合）】（年額） <table><tr><td></td><td>所得基準算出額</td><td>支給額</td><td>（参考）年収目安</td></tr><tr><td>公立</td><td>304,200円未満</td><td>118,800円</td><td>約910万円未満</td></tr><tr><td rowspan="2">私立</td><td>304,200円未満</td><td rowspan="2">118,800円</td><td>約910万円未満</td></tr><tr><td>154,500円以上</td><td>約590万円以上</td></tr><tr><td></td><td>154,500円未満</td><td>（最大）396,000円</td><td>約590万円未満</td></tr></table> ※単位制の場合は履修単位数に応じて支給 【申請時期】1年生の4月に学校を通じて申請（全員） 以降は、学校からの案内に従い、手続を行う。		所得基準算出額	支給額	（参考）年収目安	公立	304,200円未満	118,800円	約910万円未満	私立	304,200円未満	118,800円	約910万円未満	154,500円以上	約590万円以上		154,500円未満	（最大）396,000円	約590万円未満	○単位制による教育課程の場合は履修単位数に応じて支給額が変動します。 ○支援金の支給を受けるためには、期日までに個人番号確認書類または課税証明書類等の提出が必要となります。
	所得基準算出額	支給額	（参考）年収目安																	
公立	304,200円未満	118,800円	約910万円未満																	
私立	304,200円未満	118,800円	約910万円未満																	
	154,500円以上		約590万円以上																	
	154,500円未満	（最大）396,000円	約590万円未満																	
【返還不要】 滋賀県私立学校 特別修学補助金 【問合せ先】 滋賀県子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課 Tel 077-528-3271 (直通)	【概要】私立高等学校等が授業料を減免した場合に、当該高等学校等を設置する学校法人に 対して補助を行い、生徒の修学を支援 【支給要件】滋賀県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者等で、県内居住者 【所得基準】高等学校等就学支援金と同じ計算式 【助成額（全日制の場合）】（年額） <table><tr><td>所得基準算出額</td><td>補助額</td><td>（参考）年収目安</td><td>その他</td></tr><tr><td>304,200円未満</td><td rowspan="2">59,400円</td><td>約910万円未満</td><td rowspan="2">高等学校等就学支援金の 支給と別に補助</td></tr><tr><td>154,500円以上</td><td>約590万円以上</td></tr></table> ※保護者等が扶養する23歳未満の子が当該生徒を含めて3人以上いる場合、上記補助額に 59,400円を加算 ※単位制の場合は履修単位数に応じて補助 【申請時期】在学する学校が定める期日までに学校を通じて申請（例年、夏季休業前後）	所得基準算出額	補助額	（参考）年収目安	その他	304,200円未満	59,400円	約910万円未満	高等学校等就学支援金の 支給と別に補助	154,500円以上	約590万円以上	○以下の方は補助対象外となります。 ・滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金の貸与を受けている方								
所得基準算出額	補助額	（参考）年収目安	その他																	
304,200円未満	59,400円	約910万円未満	高等学校等就学支援金の 支給と別に補助																	
154,500円以上		約590万円以上																		
【返還不要】 奨学のための給付金 (高校生等奨学給付金) 【問合せ先】 (国公立高等学校等) 滋賀県教育委員会 事務局教育総務課 Tel 077-528-4587 (直通) (私立高等学校等) 滋賀県子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課 Tel 077-528-3271 (直通)	【概要】授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒の保護者等に奨学のた めの給付金（高校生等奨学給付金）を支給 【支給要件】※すべて該当すること ・高校生等の保護者等が滋賀県内に住所を有していること ・高校生等の保護者等の道府県民税所得割・市町村民税所得割が0円（非課税）であること ・高校生等が高等学校等就学支援金または専攻科支援金の対象となる高等学校等に在学し、 高等学校等就学支援金または学び直し支援金または専攻科支援金の支給（補助）対象であること 【支給額】（年額） <table><tr><td>全日制・定時制の場合（国公立）</td><td>32,300円～143,700円</td></tr><tr><td>全日制・定時制の場合（私立）</td><td>52,600円～152,000円</td></tr><tr><td>通信制の場合</td><td>32,300円～52,600円</td></tr><tr><td>専攻科の場合</td><td>50,500円～52,100円</td></tr></table> ※着用が義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度制服の購入が必要である 場合、加算支給（公立:64,800円、私立:81,000円）します。 ※全日制・定時制、通信制、専攻科および扶養されている子どもの人数等の世帯状況によって 支給額が異なります。 【申請時期】7月頃に在学する学校を通じて申請 ※新入生については、4～6月に一部早期給付の申請が可能（年額の一部を前倒して給付するもの）	全日制・定時制の場合（国公立）	32,300円～143,700円	全日制・定時制の場合（私立）	52,600円～152,000円	通信制の場合	32,300円～52,600円	専攻科の場合	50,500円～52,100円	○高等学校等入学後に 在学する学校にお問い合わせください。 ○特別支援学校の高等部および専攻科の生徒は給付の対象ではありません。										
全日制・定時制の場合（国公立）	32,300円～143,700円																			
全日制・定時制の場合（私立）	52,600円～152,000円																			
通信制の場合	32,300円～52,600円																			
専攻科の場合	50,500円～52,100円																			
【全額返還】※ 滋賀県高等学校等定 時制課程および通信 制課程修学奨励金 【問合せ先】 滋賀県教育委員会 事務局教育総務課 Tel 077-528-4587 (直通)	【概要】高等学校等の定時制課程または通信制課程に在学する勤労青少年で、経済的理由により 修学することが困難な者に、修学奨励金を貸与 【貸与要件】以下の①もしくは②に該当する勤労青少年であって経済的理由により修学すること が困難な者(所得基準、就労要件有り) ①滋賀県内高等学校等の定時制課程または通信制課程に在学している者 ②県外高等学校等の広域通信制の課程に在学する者で県内に住所を有する者 【貸与額】（月額）（無利子） 修学奨励金14,000円(私立高等学校等の定時制課程 29,000円) 【返還】貸与期間終了後6箇月を経過したときから貸与した月数を通算した期間内（返還を遅滞 した場合は年10.95%の割合の延滞利息が賦課） 【申請時期】例年10月頃に在学する学校を通じて申請	○申請にあたっては、 連帯保証人が2名必要 です。 ○以下の奨学金等は併 用不可。 ・日本学生支援 機構の奨学金 ・滋賀県奨学資金 ・母子・父子・寡婦福祉資金 ※高等学校卒業により 貸付金の返還免除。																		

名 称	概 要 、 支 給 要 件 等	備 考																										
【全額返還】 滋賀県奨学資金 【問合せ先】 滋賀県教育委員会 事務局教育総務課 Tel 077-528-4587 (直通)	【概要】 高等学校等に修学しようとする者で、経済的理由により修学することが困難な者に対して奨学資金を貸与 【貸与要件】 ①高等学校等に在学する者 (すべて該当) ②経済的理由により高等学校等での修学が困難な者 (所得基準あり (世帯の全収入が生活保護基準の1.7倍以下)) ③保護者 (親権者または未成年後見人) が県内に居住する者 ④条例、規則に定める奨学金等の貸与、給付を受けていない者 【貸与額】 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>自宅通学者</th><th>自宅外通学者</th></tr><tr><td rowspan="2">奨学金 (月額)</td><td>国公立</td><td>18,000円</td><td>23,000円</td></tr><tr><td>私立</td><td>30,000円</td><td>35,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">入学資金 (入学時のみ)</td><td>基本額</td><td colspan="2">50,000円 (国公立、私立の別はありません。)</td></tr><tr><td>私立加算</td><td colspan="2">入学金相当額 (限度額150,000円) ※私立のみ</td></tr><tr><td>電子計算機購入資金</td><td colspan="3">限度額150,000円 (1回のみ。国公立、私立の別はありません。)</td></tr><tr><td>貸与時期、利率</td><td colspan="3">年3回貸与、無利子</td></tr></table> 【返還】 貸与期間終了後、6箇月を経過したときから10年以内 (正当な理由なく返還を遅延した場合は年10.75%の割合の延滞利息が賦課) 【申請時期】 以下の①、②の募集時期に在学する学校を通じて申請 ①在学募集 (高校在学時) 随時 ②予約募集 (中学3年時) 9月頃	区分		自宅通学者	自宅外通学者	奨学金 (月額)	国公立	18,000円	23,000円	私立	30,000円	35,000円	入学資金 (入学時のみ)	基本額	50,000円 (国公立、私立の別はありません。)		私立加算	入学金相当額 (限度額150,000円) ※私立のみ		電子計算機購入資金	限度額150,000円 (1回のみ。国公立、私立の別はありません。)			貸与時期、利率	年3回貸与、無利子			○申請にあたっては、連帯保証人が1名必要です。 ○生活福祉資金のうち入学前の就学支度費貸し付けは併用して利用可。
区分		自宅通学者	自宅外通学者																									
奨学金 (月額)	国公立	18,000円	23,000円																									
	私立	30,000円	35,000円																									
入学資金 (入学時のみ)	基本額	50,000円 (国公立、私立の別はありません。)																										
	私立加算	入学金相当額 (限度額150,000円) ※私立のみ																										
電子計算機購入資金	限度額150,000円 (1回のみ。国公立、私立の別はありません。)																											
貸与時期、利率	年3回貸与、無利子																											
【返還不要】 奨学金返還支援制度 【問合せ先】 滋賀県教育委員会 事務局教育総務課 Tel 077-528-4587 (直通)	【概要】 滋賀県奨学資金を貸与され、県内の高等学校等に在学する者のうち、一定の収入要件・成績要件を満たす者に対して、返還支援金を交付 【支給要件】 ①滋賀県奨学資金のうち奨学金 (月額) の貸与を受ける者 (すべて該当) ②県内の高等学校等に在学している者 ③世帯の全収入が非課税世帯相当 (生活保護基準の0.8倍以下) である者 ④成績評定平均値が3.5以上である者 【支給額】 奨学金貸与額 (月額18,000円～35,000円) の1/2 【申請】 在学する学校を通じて申請																											

○ひとり親家庭の方で高等学校等や大学等に修学する方

名 称	概 要 、 支 給 要 件 等	備 考
【全額返還】 母子・父子・寡婦福祉資金貸付 【問合せ先】 滋賀県子ども若者部 子ども家庭支援課 Tel 077-528-3554 (直通) ※大津市在住者は下記に お問い合わせください。 大津市子ども家庭課 Tel 077-528-2686 (直通)	【概要】 ひとり親家庭や寡婦の方等に、無利子で高等学校、大学(院)、高等専門学校または専修学校に入学、修学するための必要な資金を貸与 【貸付要件】 経済的理由で修学困難なひとり親家庭の児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童 【貸与額】 (無利子) ・修学資金(月額) ※高等学校には専修学校の高等課程を含む。 高等学校 18,000円～35,000円 短期大学 45,000円～ 87,300円 高等専門学校 21,000円～76,600円 大学 47,300円～ 97,300円 専修学校(専門課程) 45,000円～84,300円 大学院 88,000円～122,000円 ・就学支度資金(一時金) 高等学校 150,000円～420,000円 短期大学、大学、高等専門学校、大学院 410,000円～590,000円 【返還】 学校卒業の6箇月後から返還 【申請時期】 ・修学資金 原則として就学前に申込み。事前相談必要。 ・就学支度資金 就学前に申込み。事前相談必要。	○外国留学は対象外。 ○以下の奨学金等は併用不可 ・滋賀県奨学資金 ・滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金 ・生活福祉資金(教育支援費)

○高等学校等や大学等に修学する方

名 称	概 要 、 支 給 要 件 等	備 考
【全額返還】 生活福祉資金貸付(教育支援資金) 【問合せ先】 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 Tel 077-567-3903 (直通) 各市町社会福祉協議会	【概要】 低所得世帯に属する者が高等学校、短期大学、大学又は高等専門学校に入学、修学するために必要な経費を貸与 【貸付要件】 県下に居住している者であって、他からの融資を受けることが困難な低所得世帯(生活保護基準の1.7倍程度) 【貸与額】 (無利子) ・教育支援費(月額) 高等学校35,000円以内 高等専門学校60,000円以内 短期大学60,000円以内 大学 65,000円以内 ・就学支度費(入学に必要な一時金) 500,000円以内 【返還】 卒業後6箇月経過後20年以内 【申請時期】 随時申込	○高等学校には、専修学校の高等課程を含む。 ○短期大学には、専修学校の専門課程を含む。 ○大学院・外国留学は、対象外。

○その他

名 称	概 要 、 支 給 要 件 等	備 考
【返還不要】 交通遺児奨学金 【問合せ先】 公益財団法人 おりづる会 滋賀県土木交通部 道路保全課内 Tel 077-528-3682 (直通)	【概要】 交通事故で親を亡くした県内在住の児童、生徒(高校卒業まで)に奨学金等を支給 【支給要件】 交通事故で親を亡くした県内在住の児童・生徒(高校卒業まで) (奨学金のみ所得制限(課税総所得額が200万円以下の世帯)あり) 【支給額】 (交通遺児1人あたり) ・奨学金(月額) 小学生 5,000円 中学生 7,000円 高校生(18歳まで) 10,000円 ・新入学給付金(年額) 小学校・中学校 20,000円 高等学校 30,000円 ・学年進級支援金(年額) 10,000円(新入学給付金対象者を除く18歳まで) ・就職支度金(年額) 30,000円(中学校卒業後就職した者) ・卒業祝金(年額) 50,000円(高等学校を卒業した者) 【申請時期】 おりづる会に入会後、随時、事務局に申請	○奨学金は毎年9月および翌年3月に分割して支給。 ○いずれも返還の義務はありません。

○医療関係職種等の養成施設に修学する方

名 称	概 要 、 支 給 要 件 等	備 考
【全額返還】※ 滋賀県医師養成奨学金制度 【問合せ先】 滋賀県健康医療福祉部 医療政策課 Tel 077-528-3613（直通）	【概要】 県内における医師の確保・定着を図るため、滋賀医科大学医学部医学生のうち地域枠（地域医療枠・地元医療枠）の入学生に対し、一定期間以上県内病院で診療業務に従事することを返還免除条件とする奨学金を貸与 【貸付要件】 地域医療に強い意欲を持ち大学卒業後、県内病院で勤務する意思を有する者として、一般の入学者とは別の選抜枠により大学に選抜され入学する者（1年生より） 【貸付額】 （年額）1,800,000円 年度毎に一括貸与（原則大学卒業まで6年間） 【返還】 返還事由が生じた日の翌月から起算して6月以内に、貸与を受けた額に、貸与を受けた日の翌日から起算して返還事由が生じた日までの期間の日数に応じ、年10%の割合で計算した利息の額の総額を一括返還 【申請】 入学試験に紐づく	※県内医療機関に9年間勤務すること。臨床研修を除く7年間のうち、比較的医師が不足する地域の医療機関等で4年以上勤務すること。キャリア形成プログラムに参加すること。上記いずれも満たした場合には返還免除。
【全額返還】※ 滋賀県医学生修学資金制度 【問合せ先】 滋賀県健康医療福祉部 医療政策課 Tel 077-528-3613（直通）	【概要】 県内における医師の確保・定着を図るため、全国の大学医学部に在籍する医学生（3年生以降）に対し、一定期間以上県内病院で診療業務に従事することを返還免除条件とする修学資金を貸与 【貸付要件】 大学卒業後、県内の医療機関で診療業務に従事する意思を有する者（3年生より） 【貸付額】 （年額）1,800,000円 年度毎に一括貸与（原則大学卒業まで4年間） 【返還】 返還事由が生じた日の翌月から起算して6月以内に、貸与を受けた額に、貸与を受けた日の翌日から起算して返還事由が生じた日までの期間の日数に応じ、年10%の割合で計算した利息の額の総額を一括返還 【申請】 6月～7月中旬	※県内医療機関に6年間勤務すること。臨床研修を除く4年間のうち、比較的医師が不足する地域の医療機関等で2年以上勤務すること。キャリア形成プログラムに参加すること。上記いずれも満たした場合には返還免除。
【全額返還】※ 滋賀県地域医療を担う看護職員養成奨学金 【問合せ先】 滋賀県健康医療福祉部 医療政策課 Tel 077-528-3613（直通）	【概要】 県内の看護系学科をもつ大学に、一般の入学者とは別の選抜枠で入学した者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者に奨学金を貸与 【貸付要件】 一般の入学者とは別の選抜枠で入学した者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとする者（滋賀県看護職員修学資金との併給不可） 【貸付額】 （年額）600,000円 年度毎に一括貸与（原則大学卒業まで4年間） 【返還】 貸与を受けた月数以内で返還 【申請】 入学試験に紐づく	※大学卒業後1年6か月以内に免許を取得し、直ちに県内の医療機関等において6年以上業務に従事した場合は貸付金の返還免除。
【全額返還】※ 滋賀県看護職員修学資金 【問合せ先】 滋賀県健康医療福祉部 医療政策課 Tel 077-526-8188（直通）	【概要】 看護師等の養成施設（大学・専門学校・大学院）に在学する者で、将来県内の免除対象施設において看護職員の業務に従事しようとする者に修学資金を貸与 【貸付要件】 看護師等の養成施設に在学する者で、将来県内で看護職員の業務に従事しようとする者 【貸付額】 （月額）（無利子）年1回 年額分を一括貸与 ・保健師、助産師、看護師等 国公立等 32,000円、私立 36,000円 ・准看護師 国公立等 15,000円、私立 21,000円 【返還】 貸与を受けた月数以内で返還 【申請時期】 4月に各学校養成所を通じて募集案内	※養成施設卒業後1年6か月以内に免許を取得し、直ちに県内の免除対象施設において、看護職員として5年以上業務に従事した場合は貸付金の返還免除。
【全額返還】※ 滋賀県立看護師等養成所授業料資金 【問合せ先】 滋賀県健康医療福祉部 医療政策課 Tel 077-526-8188（直通）	【概要】 県立総合保健専門学校または県立看護専門学校に在学する者で、将来県内の医療機関等において看護師等の業務に従事しようとする者に授業料資金を貸与 【貸付要件】 県立総合保健専門学校または県立看護専門学校に在学する者で、将来県内で看護師等の業務に従事しようとする者（滋賀県看護職員修学資金との併給不可） 【貸付額】 （月額）22,050円（無利子）年2回に分けて貸与（ただし、高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免を受ける者は併給調整を行う場合あり。） 【返還】 貸与を受けた月数以内で返還 【申請時期】 4月に各学校養成所を通じて募集案内	※養成施設卒業後1年6か月以内に免許を取得し、直ちに県内の医療機関等において、看護師等として貸与期間に相当する期間以上業務に従事した場合は貸付金の返還免除。
【全額返還】※ 滋賀県福祉系高校修学資金 【問合せ先】 滋賀県社会福祉協議会 Tel 077-567-3950（直通）	【概要】 福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す生徒に対し修学資金を貸与 【貸付額】 （無利子） ・入学準備金（一時金） 30,000円以内 入学時に貸与 ・介護実習費（年額） 30,000円以内 ・国家試験受験対策費用（一時金） 40,000円以内 卒業年度に貸与 ・就職準備金（一時金） 200,000円以内 卒業時に貸与 【申請時期】 在学する高等学校を通じて申請	※介護福祉士資格登録後、県内の施設等で介護の業務に継続して3年以上従事した場合は貸付金の返還を免除します。
【全額返還】※ 滋賀県保育士修学資金 【問合せ先】 滋賀県社会福祉協議会 Tel 077-567-3958（直通） 滋賀県介護福祉士修学資金 【問合せ先】 滋賀県社会福祉協議会 Tel 077-567-3950（直通）	【貸付要件】 保育士／介護福祉士養成施設（大学・短大・専門学校など）に在学する者で、将来県内で保育士／介護福祉士の業務に従事しようとする者 【貸付額】 （無利子） ・修学資金（月額）5万円以内（ただし保育士は合計120万円以内）年2回に分けて貸与 ・入学準備金（一時金）200,000円以内 入学時に貸与 ・就職準備金（一時金）200,000円以内 卒業時に貸与 ・＜介護福祉士のみ＞国家試験受験対策費用（一時金）40,000円以内 卒業年度に貸与 ・生活費加算あり（生活保護受給世帯等の場合） 【返還】 貸与を受けた期間の2倍に相当する期間以内で返還 【申請時期】 在学する保育士／介護福祉士の養成施設を通じて申請。ただし、生活保護受給世帯等の場合、在学する高等学校を通じて先行申請可。	※資格取得後、5年以上県内で保育／介護業務に従事した場合は貸付金の返還を免除します。

※制度の詳細は、ウェブサイト「滋賀県かいご・ふくしのシゴトweb」〈<https://fukushi.shiga.jp>〉で確認してください。